○漏水修繕においての注意事項

１．現場確認について

水道課及び警備会社から漏水の連絡があった場合、当番者は速やかに現場を確認し、1時間以内に水道課に報告すること。この際、現場の状況によっては、バリケート及びカラーコーン等を設置すること。

ただし、自社での漏水修繕が不可能と判断した場合は、速やかに他の者に修繕工事を依頼する。

２．工事施行にあたって

①　工事施工前、中、後の写真は必ず撮ること。

②　工事車両等の駐車位置は、付近住民に迷惑を及ばさないようにすること。

特に、学校、保育園、幼稚園、商店、飲食店の付近の施工には十分注意すること。

３．工事完了後において

①　工事完了後は、速やかに水道課に報告すること。ただし、工事終了が17:00以降の場合は、翌朝一番で報告すること。（電話可）

②　路上掘削の場合は、警察に対して、道路使用許可申請を行うこと。

○関係機関の連絡先

・市建設課　　　　　　　　　0285－32－8908

・市下水道課　　　　　　　　0285－32－8912

・下野警察署　　　　　　　　0285－52－0110

・石橋消防署　　　　　　　　0285－53－6169

・東京電力　小山営業所　　　0285－24－2511

・北日本ガス　　　　　　　　0285－22－3318

・ＮＴＴ東日本―栃木

ＭＥＳ事業部小山営業所　0120(204)461

・国道　工事事務所

国分寺出張所　　　　0285－44－1335

・県道　栃木土木事務所

保全部保全第二課　　0282－23－3437

小山詰所　　　　　　0285－22－0272

・北関東綜合警備保障㈱　　　028-639-0303